

議案第 36 号

北名古屋市消防団条例の一部を改正する条例について

北名古屋市消防団条例（平成 18 年北名古屋市条例第 140 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 25 年 2 月 25 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、消防団員の定員確保と消防団の安定した組織運営を図るため、本条例の一部を改める必要があるからである。

## 北名古屋市消防団条例の一部を改正する条例

北名古屋市消防団条例（平成18年北名古屋市条例第140号）の一部を次のように改正する。

第5条中「、消防団」を「消防団」に改め、「任命し」及び「、次に掲げる資格を有する者のうちから、市長の承認を得て」を削り、「団長が」の次に「市長の承認を得て、それぞれ次に掲げる資格をすべて有する者のうちから」を加え、同条第1号中「当該消防団の」を「第3条に規定する」に、「勤務する者」を「勤務していること。」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 年齢が満18歳以上満60歳以下であること。

第5条第3号中「身体強健な者」を「身体が強健であること。」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項第2号の規定にかかわらず、団長、副団長及び分団長については、年齢が満60歳を超える者であっても任命することができる。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。